

答 申 第 80 号  
平成 30 年 10 月 30 日

兵庫県教育委員会  
教育長 西 上 三 鶴 様

情報公開・個人情報保護審議会  
会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定及び非公開決定に係る審査請求に対する  
裁決について(答申)

平成 30 年 5 月 29 日付け諮問第 1 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記  
の件について、別紙のとおり答申します。

記

特定の県立高等学校長の懲戒処分に関する文書

答 申

**第 1 審議会の結論**

本件審査請求の対象となった公文書部分公開決定及び非公開決定において、兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非公開とした部分のうち、第5の2(3)に記載する部分は公開すべきであるが、その余の部分を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

**第 2 諮問経緯・対象公文書の特定**

1 公文書の公開請求

平成 29 年 12 月 27 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した（以下「本件公開請求」という。）。

2 対象公文書の特定

実施機関は、特定の県立高等学校長（以下「当該校長」という。）の懲戒処分に関する次の文書を、本件公開請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）とした。

- (1) 当該校長及び関係者から事情聴取を行った文書（以下「文書 1」という。）
- (2) 上記(1)の内容を当該校長が確認した文書（以下「文書 2」という。）
- (3) 上記(2)の状況を実施機関の職員が記録した文書（以下「文書 3」という。）
- (4) 当該校長の懲戒処分に関する人事考査委員会の資料（以下「文書 4」という。）
- (5) 当該校長に対する懲戒処分を決定する実施機関の会議の議案及び当該校長に対する懲戒処分の発令に関する文書（以下「文書 5」という。）

3 実施機関の決定

(1) 平成30年1月16日、実施機関は、文書1、文書2及び文書4について、全てが条例第6条第1号及び第6号の非公開情報に該当するとして公文書非公開決定処分（以下「本件処分1」という。）を行い、審査請求人に公文書非公開決定通知書を送付した。

(2) 同日、実施機関は、文書3及び文書5について、その記載内容の一部に条例第6条第1号及び第6号の非公開情報があるとして、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分2」という。）を行い、審査請求人に公文書部分公開通知書を送付した。

#### 4 審査請求

平成30年1月24日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分1及び本件処分2を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### 5 諮問

平成30年5月29日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象公文書以外の隠匿された文書を公開するとともに、対象公文書に係る個人に関する情報以外の情報を公開するよう求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり

要約される。

- (1) 個人に関する情報及び個人を特定できる情報以外の情報は公開されるべきであるが、一括して黒塗りされており、意思決定のプロセスがブラックボックス状態である。県民の「知る権利」を尊重し、公開を原則とし、特定の個人が識別される可能性がある部分だけを配慮して黒塗りにするということが行われなければならない。
- (2) 校長は、校務運営の権限を有し、教職員に対して大きな権限をもっている。校長の職員に対するパワハラ・セクハラ行為は、プライベートな領域での行為ではなく、校務遂行上での非違行為であり、校長本人が「通常他人に知られたくない」と思ったとしても、個人情報保護の対象とされるべきではない。
- (3) 校長の職員に対するセクハラ・パワハラという人権侵害事犯の懲戒処分の決定に至るプロセスを全く知ることができない。実施機関が非公開理由とする「公開すると円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」は、実証性がなく、恣意、憶測の領域での作文である。処分基準を公開している自治体もあり、当該非違行為の回数や態様を公開することにより人事管理事務等の適切性が担保されると考えられる。
- (4) 新聞報道では、記者発表資料等には記載されていない内容が報道されており、記者発表の場において、本件処分において非公開とされた部分と思われる事実のいくつかは、恣意的に新聞社にリークされている。新聞社にリークした部分は、非公開情報の対象外と判断したものであり、公開されるべきである。
- (5) 「この件に関する一切の文書を開示されたい」と申請したが、特定された文書は5件のみである。これら以外にも次の①から⑥までのような文書が存在すると思われ、それらの隠匿が疑われる。
  - ① 被害者側への聞き取り計画表及び聞き取り要項
  - ② 第三者への聞き取り計画表及び聞き取り要項
  - ③ 校長からの聞き取り計画及び聞き取りのための召喚命令書

- ④ 被害者の確認書の修正機会の際の立案実施要領
- ⑤ 加害者と被害者の確認書の事実関係を突合わせた文書
- ⑥ 当該被害者以外の被害についての情報収集、調査及び検証に係る文書

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の弁明書及び口頭による理由説明において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

##### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、当該校長の非違行為等に対する懲戒処分に係るものであり、実施機関が任命権者として職員を懲戒処分する際の手順を経ていく中で順番に作成された次の(1)から(5)までの文書である。

当該手順は、①非違行為等の疑いがある職員及び関係者から当該非違行為等に係る事実関係について事情聴取を行い、②事実関係を認定するために非違行為等の疑いがある職員に対して事実確認を行い、③実施機関に置かれた人事考査委員会で懲戒処分の要否やその量定を非公開で審議を行い、④人事考査委員会の審議結果を踏まえ、実施機関の議決を得て、⑤非違行為等を行った職員に対して懲戒処分を発令するものである。

審査請求人は、懲戒処分の手順を仮定し、仮定の手順を経ていけば作成している文書の存在が推定されると主張しているが、「加害者と被害者の確認書の事実関係の突合せ」に関する文書を文書1で作成している以外は、審査請求人が推定する仮定の手順を行った事実はなく、対象公文書以外の文書は存在していない。

##### (1) 文書1

上記①の手順において、当該校長の非違行為等に対して、当該校長及び関係者から事情聴取を行い、その聴取した内容をまとめた文書である。

##### (2) 文書2

上記②の手順において、当該校長が非違行為等の内容を確認した文書である。

(3) 文書3

文書2により当該校長がその事実確認をした状況を記録した文書である。

(4) 文書4

上記③の手順において、当該校長の非違行為等に対する懲戒処分について人事考査委員会において審議した資料である。

(5) 文書5

上記④の手順において当該校長の非違行為等に対する懲戒処分について実施機関の会議へ付議する議案と、上記⑤の手順となる実施機関の議決後に当該校長に発令する人事通知書及び処分説明書の案文である。

2 本件処分の非公開理由について

(1) 条例第6条第1号の適用について

ア 当該校長及び関係者の氏名等

公務員の氏名等は、公務員の職務遂行に係る情報として公開することとされているが、公務員が懲戒処分を受けることは、懲戒処分を受ける被処分者に分任された職務遂行に係る情報とは言えないから、通常他人に知られたくないものであり、条例第6条第1号に該当する。また、懲戒処分を受ける被処分者の関係者として事情聴取を受けることも、当該事情聴取を受ける者に分任された職務遂行に係る情報とは言えないから、当該関係者の氏名等も条例第6条第1号に該当する。

実施機関では、被処分者の個人識別ができる情報については、懲戒処分を司る部署の職員、決裁権者及び教育委員のみが知り得る情報であり、同じ職場の職員であっても知ることができないように対処している。本件対象公文書の当該校長及び関係者の事情聴取の内容は、氏名等の情報を非公開にしてもなお、他の情報との組み合わせにより、同僚、知人その他関係者においては当該校長及び関係者が識別されるおそれがある。

イ 当該校長の反省の弁

個人の人格等と密接に関わる情報であり、個人の識別性のある部分を除いて公開しても、なお個人の正当な権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1号ただし書に該当する。

ウ 懲戒処分の公表

実施機関では、実施機関の職員による非違行為に対して厳正に対応したことを県民に知らせるために、懲戒処分の内容と対象となった非違行為を公表しているが、公表にあたっては、非違行為等の重大性に応じて、必要以上に当該職員を特定されないよう、細心の配慮を行っているところである。

(2) 条例第6条第6号の適用について

ア 事情聴取の内容

実施機関が処分関係事務を行うにあたっては、非違行為を行った職員と関係者からの事情聴取が情報を得る手段として非常に重要なものとなっており、任意に事実や心情等を述べてもらうよう、従来から、懲戒処分の公表に必要な範囲のほかは、外部へ公表していないところである。

非違行為を行った職員又は関係職員に対する事情聴取により得た情報が公開されることになれば、事情聴取の対象となる職員は自己の供述内容等が公開されることを嫌って、事実をありのままに述べることに消極的になるなどし、実施機関において懲戒処分の内容を決定する際に必要とされる情報が得られなくなるおそれがある。また、非違行為等の回数や態様が明らかとなることから、今後同種の非違行為等による懲戒処分の検討が必要となった時に、懲戒処分の対象となる非違行為等の核心の行為について故意に供述を行わず事実を隠し、処分を逃れるための虚偽の供述を行うなどのおそれがある。

その結果、職員に対する任意の事情聴取による非違行為の事実認定が不十分なものとなって、公正かつ円滑な処分を行う上で人事管理に係る事務に支障が生じるため、条例第6条第6号に該当する。

## イ 人事考査委員会及び実施機関の会議に係る資料

人事考査委員会及び実施機関の会議は、非公開で審議が行われたものであり、資料全体が、外部へ公開しない前提で作成されている。実施機関の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項の規定により原則公開することとされているが、教職員の懲戒処分に係る人事に関する議事であるため、議決により例外的に非公開で審議が行われている。

当該資料は、非違行為に係る事実関係の認定を行った部分と、当該非違行為に対する評価に係る部分があり、事実関係に照らして非違行為を行った職員に対してどのような懲戒処分を行うことが相当かを記載した文書である。

事実関係の認定を行った部分は、事情聴取の内容から懲戒処分の前提となる事実について摘示したものであることから、条例第6条第1号及び第6号に該当する。

当該非違行為に対する評価に係る部分は、事実関係の認定を行った部分で認定した非違行為と、懲戒処分の具体的な量定を決定するための考え方が記載されている。懲戒処分等の具体的な量定を決定するための考え方は、実施機関において公表していないことから、今後同種の非違行為等による懲戒処分の検討が必要となった時に、懲戒処分の対象となる非違行為等の核心の行為について故意に供述を行わず事実を隠し、処分を逃れるための虚偽の供述を行うなどのおそれがある。

その結果、非違行為の事実認定が不十分なものとなって、公正かつ円滑な処分を行う上で人事管理に係る事務に支障が生じるため、条例第6条第6号に該当する。

### (3) 新聞各社への公表と報道内容

審査請求人は、部分公開又は非公開となった部分に存在すると思われる事実のいくつかを、恣意的に記者会見によって新聞各社にリークされていると主張



しているが、実施機関は、新聞各社に対して記者発表として資料配付している。

懲戒処分を受けることは、当該校長に分任された職務に係る情報ではないことから、条例第6条第1号の個人に関する情報に該当するものであり、校長であることをもって、特別に懲戒処分を受けたことを公表する必要性もない。

## 第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された意見書を精査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件対象公文書について

#### (1) 本件対象公文書の内容及び非公開部分

当審議会が見分したところ、本件対象公文書の文書の性質及び記載内容は概ね次のとおりである。

##### ア 文書1

当該校長の非違行為等について、実施機関が外部へ公表しないことを前提に関係者から事情聴取した内容と当該校長から事情聴取した内容を記載した文書であり、当該非違行為等の内容のほか、当該校長の学校名及び関係者の氏名、年齢、学校名、経歴、校務分掌等の情報が含まれている。

##### イ 文書2

当該校長が自らの非違行為等の内容を確認した文書であり、当該非違行為等の内容のほか、当該校長の氏名、学校名、反省の弁の情報が含まれている。

##### ウ 文書3

文書2により当該校長が自らの非違行為等の内容について事実確認を行った日時、場所、出席者及び内容を記載した文書であり、当該校長の氏名、学校名、反省の弁の情報が含まれている。

#### エ 文書4

実施機関の会議に諮る当該校長に対する懲戒処分案を決定するために非公開で行われた人事考査委員会の議事資料であり、当該校長及び関係者の事情聴取に基づく当該非違行為等の内容、当該校長の処分案と理由及び処分案に係る判断基準のほか、当該校長の氏名、学校名及び反省の弁並びに関係者の氏名、年齢、学校名、経歴、校務分掌等の情報が含まれている。

#### オ 文書5

当該校長に対する懲戒処分を決定する実施機関の会議の議案（以下「本件議案」という。）、当会議の議決により当該校長に対して発令される通知文案及び関係部署への連絡文案（以下「本件通知」という。）である。実施機関の会議は、原則公開であるが、当該議案の審議は人事に関する議事であるため、議決により例外的に非公開で審議が行われている。

本件議案には、当該校長及び関係者の事情聴取に基づく当該非違行為等の内容、当該校長の処分案と理由及び処分案に係る判断基準のほか、当該校長の氏名、学校名及び反省の弁並びに関係者の氏名、年齢、学校名、経歴、校務分掌等の情報が含まれている。

本件通知には、当該校長の氏名及び学校名の情報が含まれている。

#### (2) 本件対象公文書の特定の適否について

審査請求人は、本件文書以外にも文書の存在が推定されると主張し、実施機関は、本件対象公文書以外に本件公開請求に対応する文書はないと説明している。

審査請求人が主張する本件文書以外の文書(第3の2(5)の①から⑥までの文書)は、懲戒処分の手続において審査請求人が推測するような手順を経ておれば作成されている可能性があると考えられるため、実施機関に対して、懲戒処分の手続についての標準的な取扱や根拠を記載している資料の提出を求めた。これに対して、実施機関からは、懲戒処分の手続について標準的な取扱や根拠

を記載している資料はなく、実施機関が弁明書で説明した手順（第4の1の手順①～⑤）が標準的な手順であると認識していること、また、審査請求人が主張する本件文書以外の文書（第3の2(5)の①から⑥までの文書）については、審査請求人が主張する手順を行っていないことから、別記のとおり、文書を作成していないとの回答があった。

以上の回答を踏まえると、実施機関において審査請求人が推測する手順に基づく文書がないことについて、特段、不自然、不合理な点はないものと言わざるを得ない。なお、実施機関が懲戒処分を行う際にどのような手順を経るべきなのかは、現に存在する文書についての公開の在り方を検討する当審議会の職責ではない。

## 2 非公開部分の条例第6条各号の該当性について

### (1) 当該校長の氏名及び学校名

懲戒処分等の職員の身分取扱上の処遇に関する情報は、公務に起因するものではあるが、内容的には、個人の資質、名誉に関わる当該職員固有の情報であって、通常、他人に知られたいくなくと望み、そう望むことが正当であると認められるものである。本件対象公文書に記載されていた当該校長の氏名及び学校名、当該校長の反省の弁並びに懲戒処分等の理由となった非違行為の内容は、個人の資質、名誉に関わる当該職員固有の情報と認められるため、条例第6条第1号の非公開情報に該当する。

この点に関し、審査請求人は、職務遂行上の決定権のある地位の者は個人情報保護の扱いに差異が設けられ、当該校長の非違行為であるハラスメント行為は、プライベートな領域での行為ではなく、校長の公務遂行上での非違行為であり、個人情報の保護の対象とされるものではないと主張している。しかしながら、懲戒処分等の職員の身分取扱上の処遇に関する情報は、個人情報の保護の対象とされるものであり、懲戒処分等の原因となった非違行為が公務遂行上

の行為か、プライベートな領域の行為であったかにより、個人情報の保護の対象が左右されるものではない。

なお、当該校長の反省の弁については、当該校長の氏名等の個人を識別できる情報を除いたとしても、条例第6条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、非公開が妥当である。

## (2) 当該校長の非違行為の内容

当審議会が見分したところ、文書1、文書2、文書4及び文書5に記載された当該校長の非違行為の内容は、当該校長及び関係者からの事情聴取に基づいて構成されている。また、実施機関は、当該校長の非違行為の調査において、供述内容を必要な範囲のほかは公表しないとの前提で得たものであると説明している。

実施機関における非違行為等の調査においては、非違行為を行った者及び関係者からの事情聴取が極めて重要な手法であると認められるところ、今後同種の事案において、関係者が自己の供述内容等が公開されることを嫌って、事情聴取において事実をありのままに述べることに消極的になれば、実施機関において、懲戒処分等の内容を決定するに当たって必要とされる具体的、客観的な事実が十分に得られなくなるおそれがあると考えられる。

よって、実施機関において公正な懲戒処分を行うための事務遂行に支障が生ずる蓋然性があることから、条例第6条第6号の非公開情報に該当する。

## (3) 処分案と理由及び処分案に係る判断基準

文書4の人事考査委員会における議事資料と、文書5の実施機関の会議における議案には、当該校長に対する処分案と理由及び処分案に係る判断基準が記載されている部分がある。

人事考査委員会における議事資料は、実施機関の会議において当該校長の処分案を決定する前に、非公開の人事考査委員会に諮られた資料である。処分の

軽重に関わる検討過程は、具体的な事実関係の深刻さや影響、類似事案との比較などを通じて行われることから、これが公になると、処分の対象とならない範囲の非違行為を推測する者が出るなど、懲戒処分制度の趣旨に反する事態が生じるおそれがある。そのため、人事考査委員会における当該部分を公開することは、実施機関の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当する。

他方、実施機関の会議における議案は、実施機関の会議の結果、実施機関の事務局が当該会議の議案として決裁した処分案及び処分理由のとおり決定されたことが、当該決裁が当該校長に対して交付する人事通知書及び処分説明書のうち、既に部分公開されている内容から明らかとなっている情報である。そうすると、文書5の実施機関の会議の議案のうち、当該校長の処分案及び処分理由は公開すべき情報である。

また、実施機関の会議の議案に記載された処分の判断基準は、公開すべき情報である当該校長の処分案及び処分理由と照合するために記載されているものであるから、この部分を公開したとしても、実施機関の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれはないものと認められるため、公開すべき情報である。

#### (4) 報道された内容

審査請求人は、新聞各社から報道された内容は、実施機関から記者発表時に報道機関に対して公表されたものであり、すでに文書で公表されている記者発表資料の情報と同様に、報道された内容を部分的にでも公開する必要があると主張している。

一般的に新聞各社から報道された内容は、実施機関からの記者発表に基づくもののほか、関係者への独自取材などから構成されるものであるため、報道されたことをもって、直ちに情報公開条例上も公開にすべきものとすることはできない。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(第5の1(2)の別記)

ア 「① 被害者側への聞き取り計画表及び聞き取り要項」

被害者への聞き取りの日程調整は口頭で行っており、また、被害者に対する聞き取りのための要項もない。

イ 「② 第三者への聞き取り計画表及び聞き取り要項」

第三者への聞き取りはしていないため、当該文書は存在しない。

ウ 「③ 校長からの聞き取り計画及び聞き取りのための召喚命令書」

聞き取りの日程調整は口頭で行っており、また、召還命令書のようなものはない。

エ 「④ 被害者の確認書の修正機会の場の立案実施要領」

被害者から確認書をとっておらず、また、確認書をとっている校長にあっても確認書を修正するための要項等はない。

オ 「⑤ 加害者と被害者の確認書の事実関係を突合させた文書」

実施機関の弁明書で述べたとおり、両者の発言を対比した文書は文書1として存在するが、非公開としている。

カ 「⑥ 当該被害者以外の被害についての情報収集、調査及び検証に係る文書」

当該被害者に係る事案以外の調査及び検証は行っていない。

(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 30 年 5 月 29 日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関から弁明書を受領
平成 30 年 6 月 21 日	・ 審査請求人から意見書を受領
平成 30 年 7 月 2 日 第 2 部会 (第 60 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 30 年 8 月 23 日 第 2 部会 (第 62 回)	・ 審議
平成 30 年 9 月 12 日 第 2 部会 (第 63 回)	・ 審議
平成 30 年 9 月 26 日	・ 実施機関から意見書を受領
平成 30 年 10 月 10 日 第 2 部会 (第 65 回)	・ 審議
平成 30 年 10 月 24 日 第 2 部会 (第 66 回)	・ 審議
平成 30 年 10 月 30 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 後 藤 玲 子

委 員 桜 間 裕 章

委 員 善 部 修

委 員 前 田 雅 子